

## 1次選定結果について

### 1. 1次選定の評価項目について

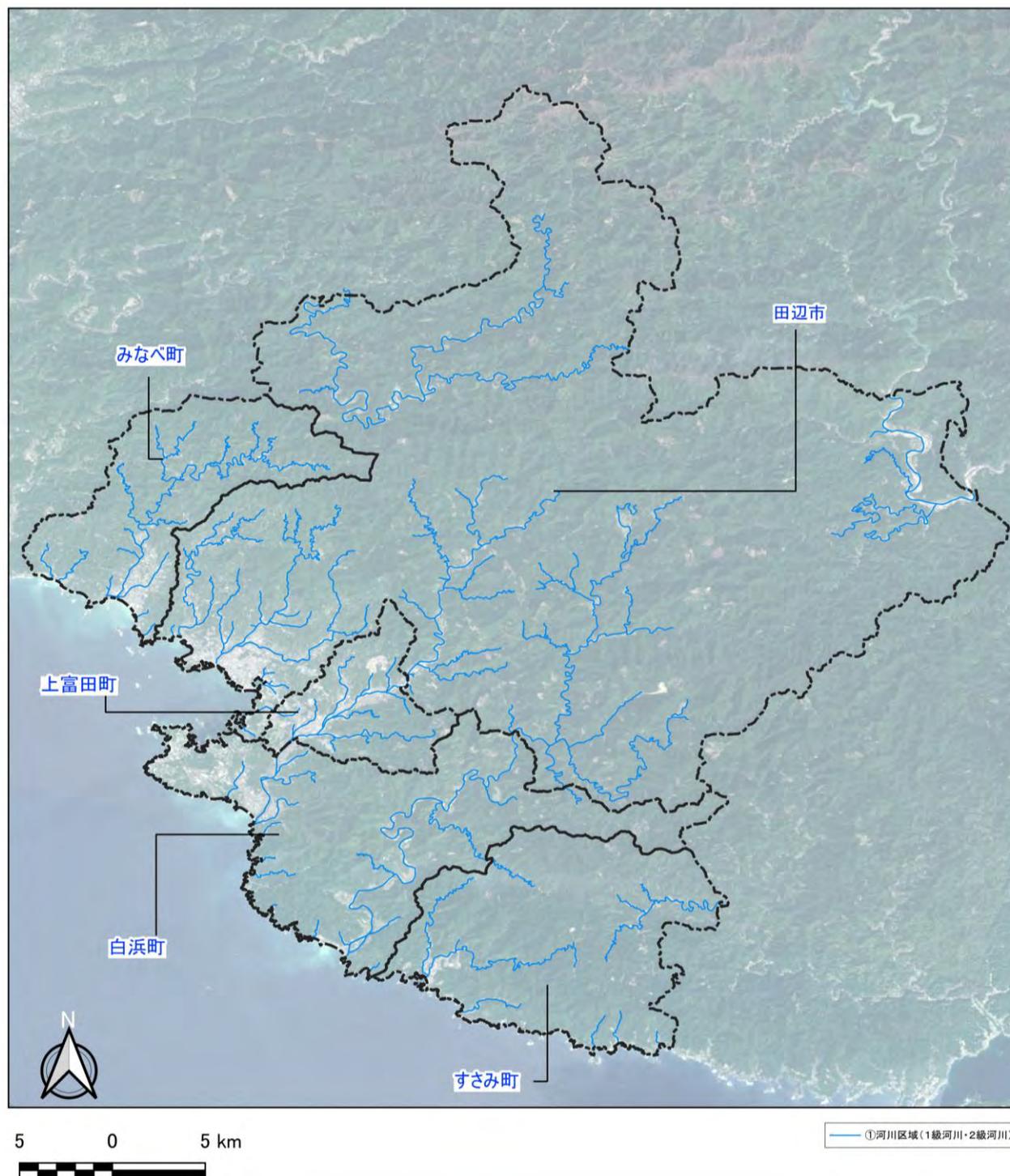
1次選定の評価項目を以下に示す。また、各評価項目の概要及び位置図については次項以降に示す。

評価項目		位置情報等の参照元
①	河川区域	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
②	史跡名勝天然記念物	和歌山県：和歌山県地理情報システム 田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
③	埋蔵文化財	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
④	国有林・保安林	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
⑤	自然公園	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
⑥	自然環境保全地域	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
⑦	特別保護地区	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
⑧	生息地等保護地区	環境省：生息地等保護区一覧
⑨	「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地（ラムサール条約湿地）	環境省：ラムサール条約湿地とは
⑩	用途地域（住居系・商業系）	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
⑪	農業振興地域のうち農用地区域	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
⑫	活断層区域	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑬	津波浸水想定区域	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト

### ① 河川区域

河川区域とは、河川法で規定されており、一級河川・二級河川の堤防右岸の法尻～左岸の法尻までの区間を示す。河川区域では以下の行為が制限されており、実施するためには河川管理者の許可が必要である。

- ・ 土地の占用
- ・ 工作物の新築・改築・除却
- ・ 土地の掘削、盛土等の形状変更



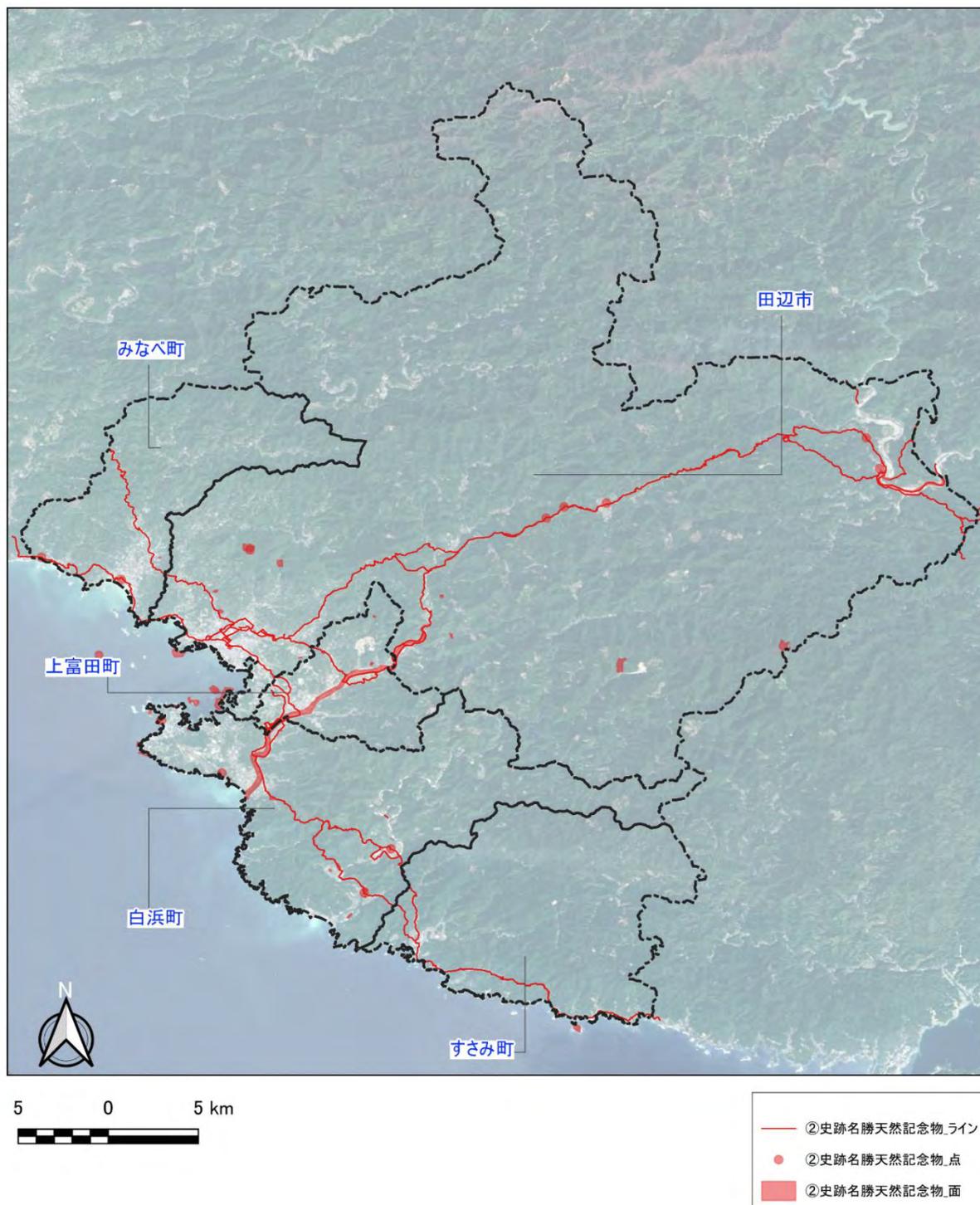
※一級河川・二級河川位置図…国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト  
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 河川区域位置図

② 史跡名勝天然記念物

史跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等）、名勝地（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等）、天然記念物（動物、植物、地質鉱物等）で我が国・県・市町単位で学術上価値の高いものについて、文化財保護法、和歌山県文化財保護条例、市文化財保護条例により指定される。

史跡名勝天然記念物については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化庁長官または県・市町教育委員会の許可が必要となるが、現状変更の程度が大きいものについては、許可されない。

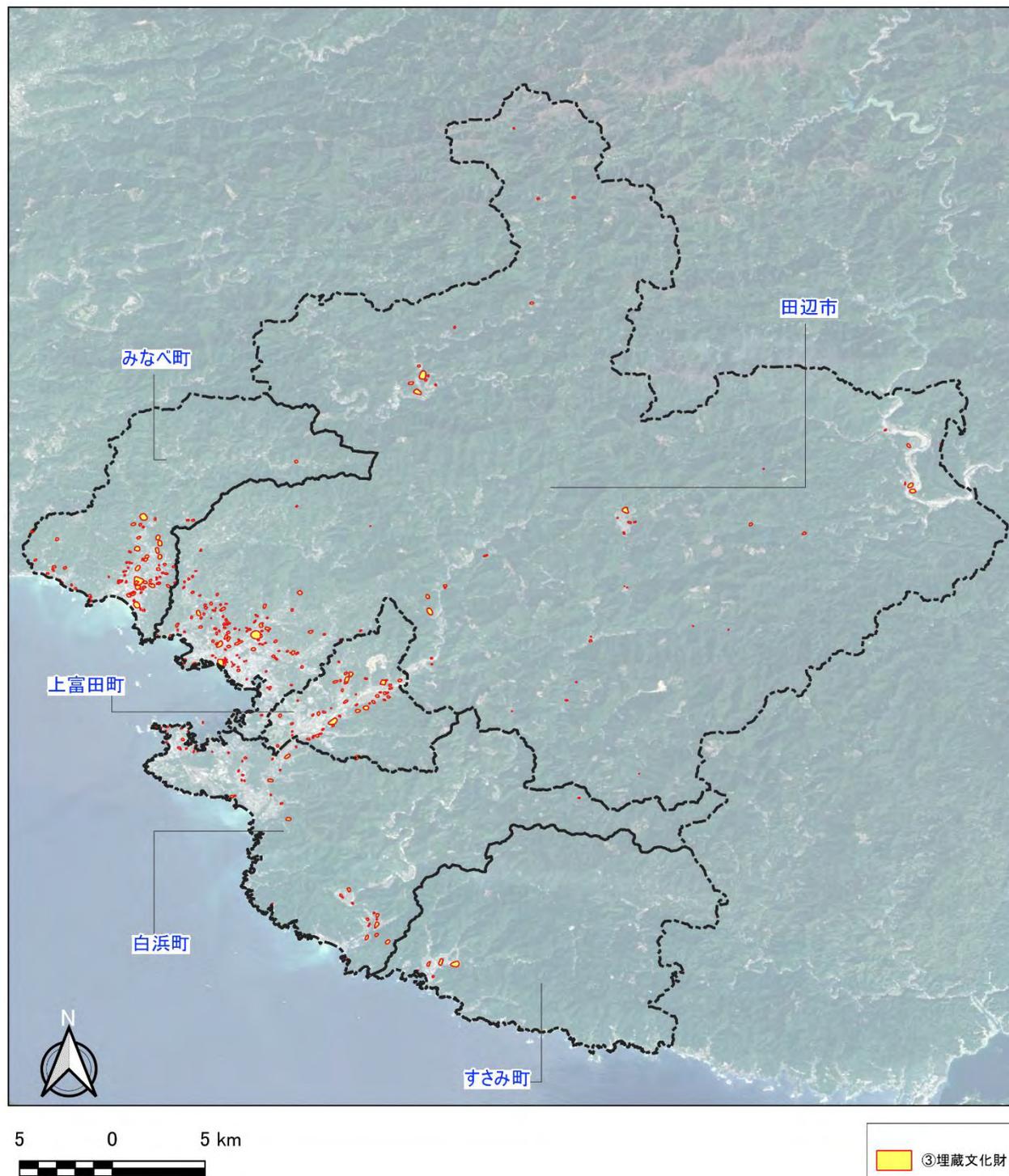


※史跡名勝天然記念物位置図…和歌山県：和歌山県地理情報システム、  
田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料  
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 史跡名勝天然記念物位置図

### ③ 埋蔵文化財

文化財保護法の規定により、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には、県の教育委員会に事前の届出等が必要になる。また、新たに遺跡を発見した場合にも届出等が必要となる。遺跡を現状保存できない場合には事前の発掘調査（記録保存）が必要となる。



※埋蔵文化財位置図…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 埋蔵文化財位置図

#### ④ 国有林・保安林

国有林とは、国が所有する森林であり、その多くは奥地の急峻な山地や水源地域にあつて、良質な水の供給、土砂災害の防止・軽減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの働きをしている。国有林野の管理経営に関する法律により、以下の条件を満たす場合に限り、国有林野の使用が認められる。

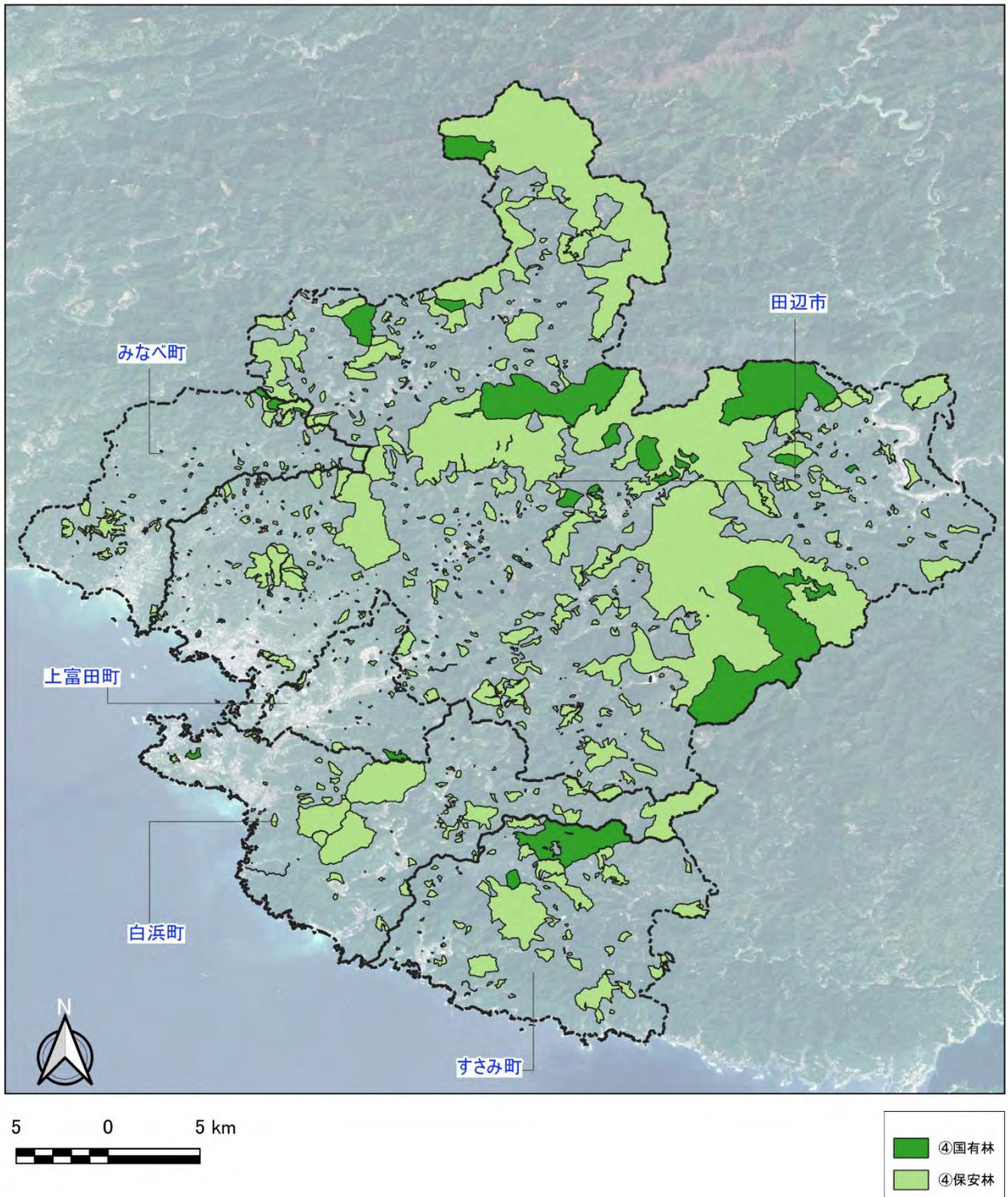
- ・ 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。
- ・ 土地収用法その他の法令により他人の土地を使用することができる事業の用に供するとき。
- ・ 第六条の二第一項の計画に従つて整備される公衆の保健の用に供する施設の用に供するとき。
- ・ 放牧又は採草の用に供するとき。
- ・ その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は使用させる面積が五ヘクタールを超えないとき。

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は県知事によって指定される森林であり、森林法により以下の行為が制限されている。

- ・ 立木の伐採
- ・ 土地の形質の変更（立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）

保安林に施設を建設するためには、農林水産大臣または県知事による保安林の指定解除の許可が必要となる。指定解除には以下の要件を満たす必要がある。

- ・ 土地収用法やその他の法令により土地を収用し、若しくは使用できるとされている、国及び地方公共団体の事業である。
- ・ 事業地以外に適地を求めることができず、保安林を避けることが困難である。
- ・ 解除する面積が必要最低限である。
- ・ 事業計画が具体的で、土地を使用する権利を有しており、予算的な担保がある。
- ・ 保安林の指定目的の達成に支障のないような代替施設を設けること。



※国有林・保安林位置図…国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト

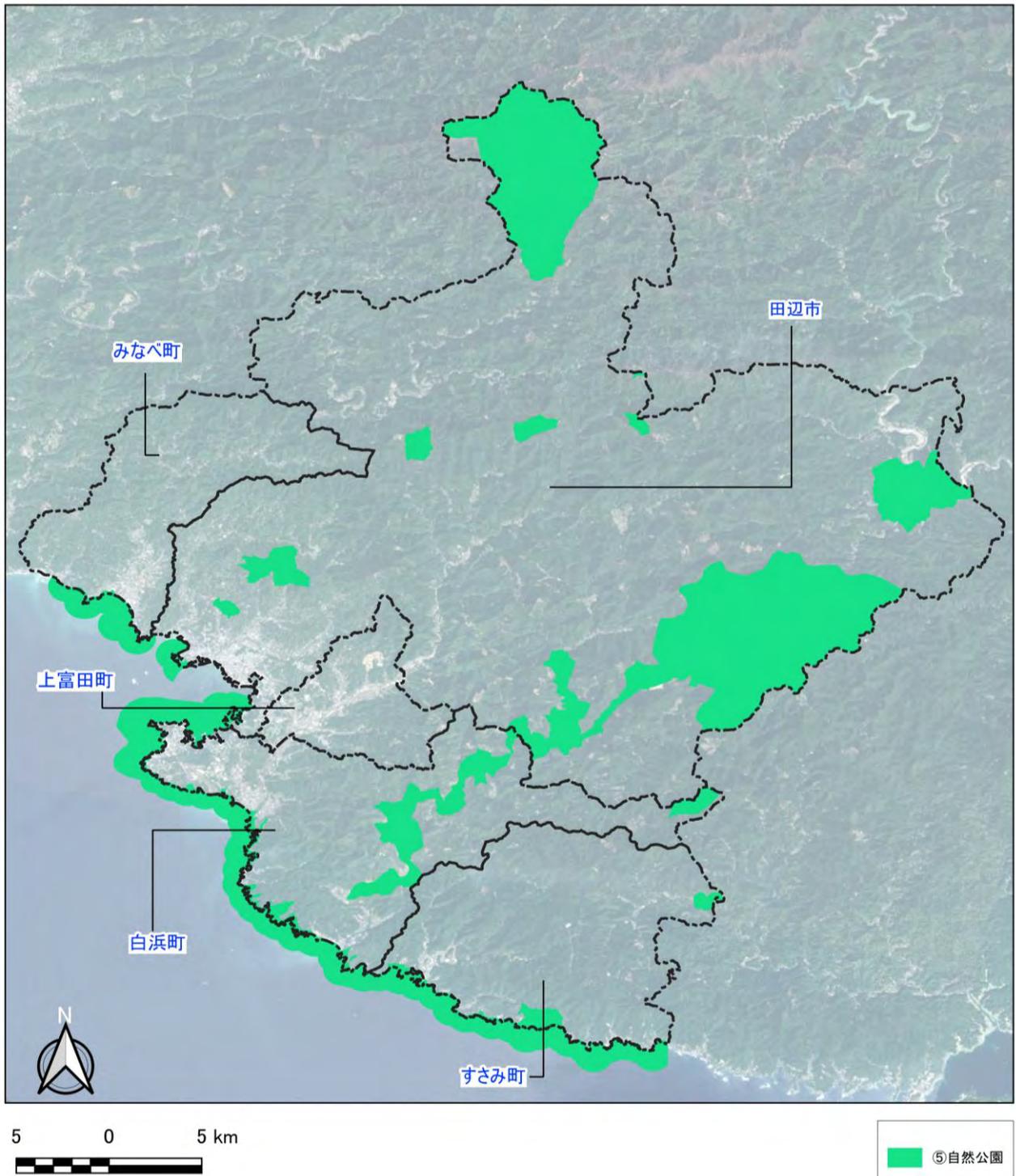
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 国有林・保安林位置図

## ⑤ 自然公園

自然公園は、優れた自然の風景地に区域を画して設けられる公園であり、国立公園、国定公園、県立自然公園に分けられる。自然公園法により、自然公園の特別地域内では以下の行為が制限されており、工作物の新築等には、自然公園法施行規則で定められた条件を満たす必要がある。

- ・ 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ・ 木竹を伐採すること。
- ・ 鉋物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ・ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ・ 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- ・ 屋外において土石その他の環境大臣若しくは県知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- ・ 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- ・ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- ・ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- ・ その他



※自然公園位置図…国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 自然公園位置図

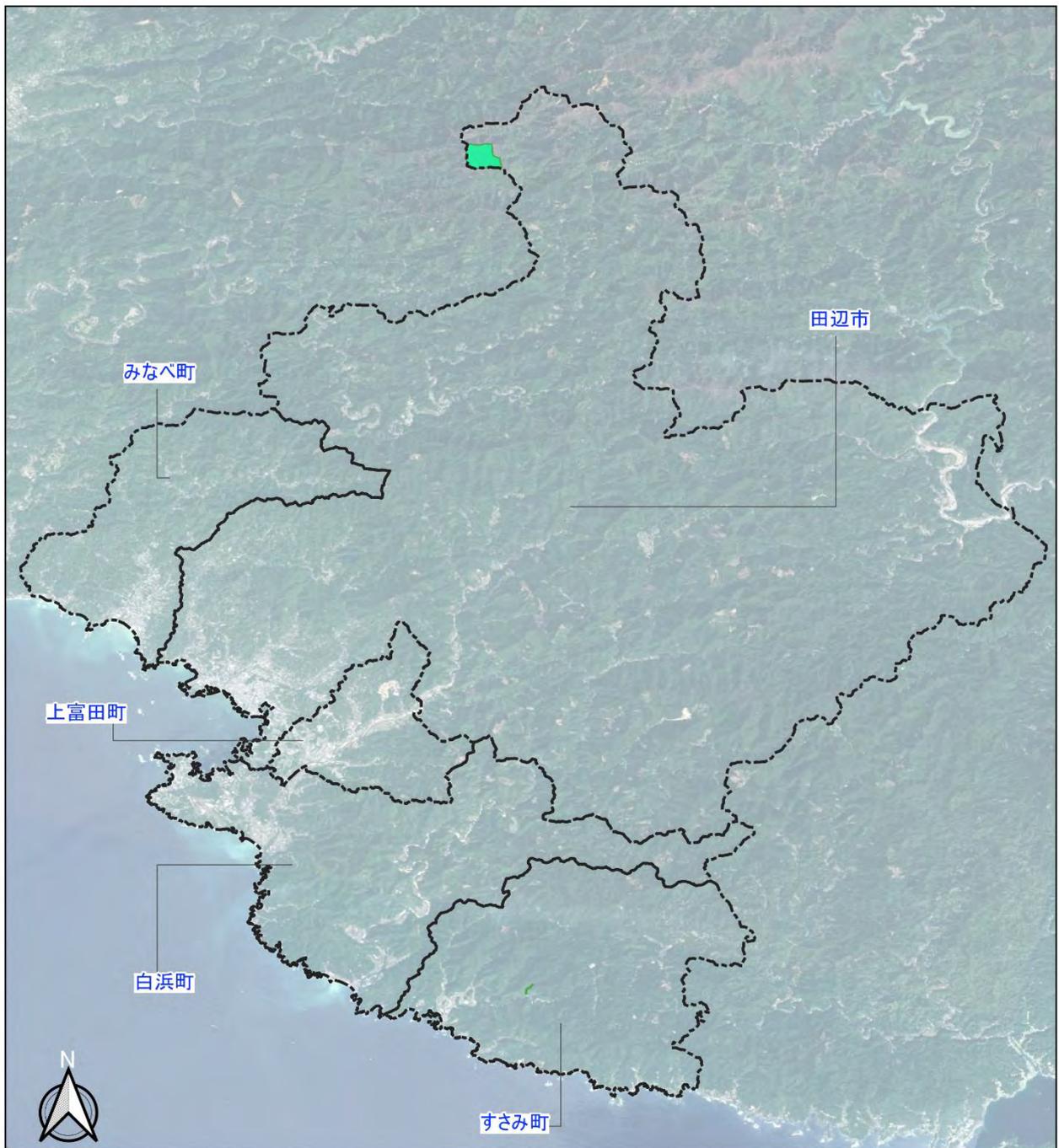
⑥ 自然環境保全地域

自然環境保全地域とは、和歌山県自然環境保全条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域である。

自然環境保全地域における特別地域では、以下の行為は知事の許可が必要になる。

- ・ 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ・ 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- ・ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ・ 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- ・ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ・ 木竹を伐採すること。
- ・ その他

除外対象は自然環境保全地域全域とする。



5 0 5 km

⑥自然環境保全地域

※自然環境保全地域位置図…国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト

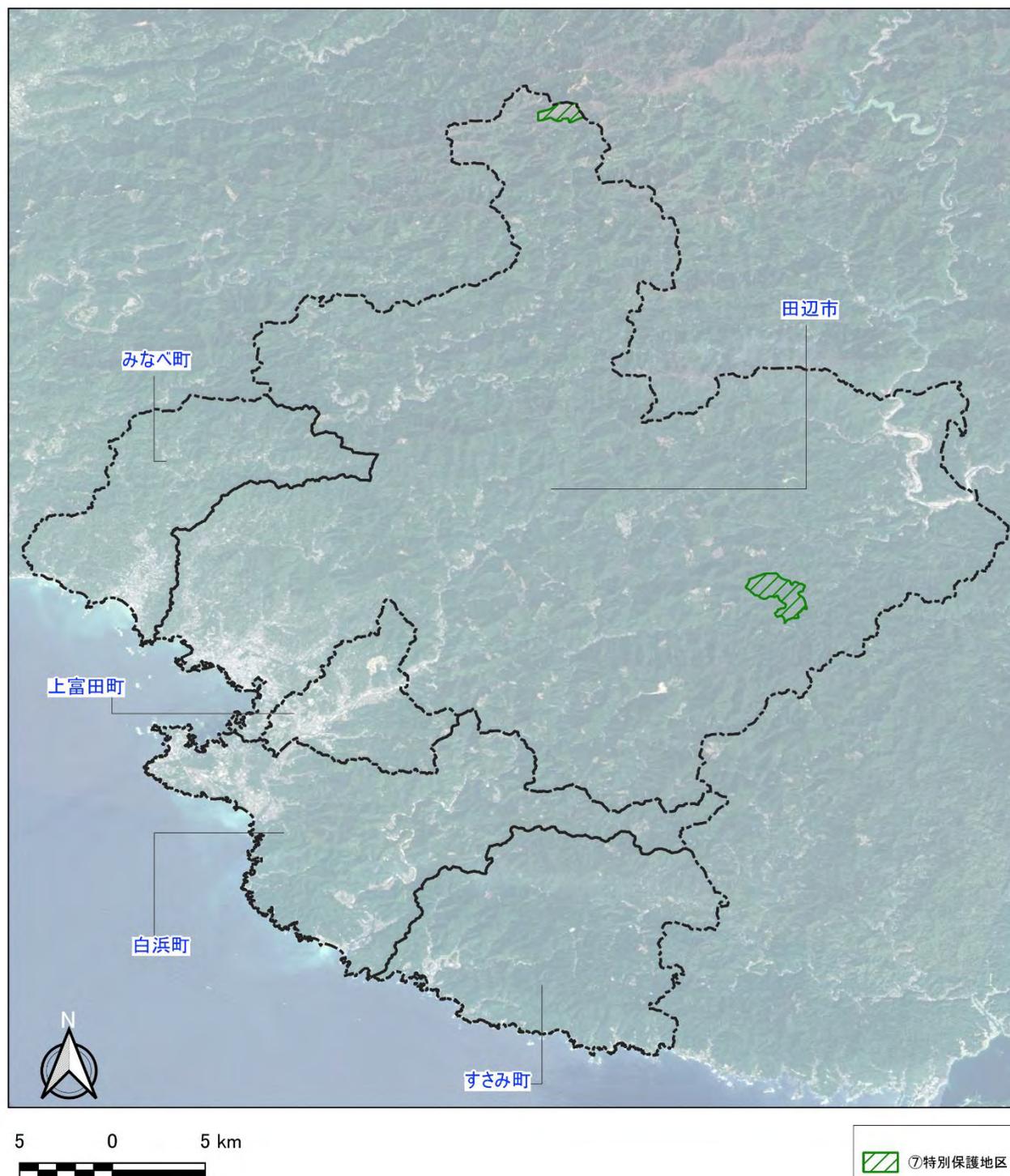
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 自然環境保全地域位置図

⑦ 特別保護地区

特別保護地区とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律において定められた鳥獣保護区のうち、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域である。以下の行為には、環境大臣または県知事の許可が必要となる。

- ・ 工作物等の新築等
- ・ 水面の埋立、干拓
- ・ 木竹の伐採



※特別保護地区位置図…国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 特別保護地区位置図

⑧ 生息地等保護区

生息地等保護区とは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）により、国内希少野生動植物種に指定された種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合に指定している。

生息地等保護区では、開発行為などが規制されるほか、一定行為について環境大臣の許可が必要となる。

構成5市町において、生息地等保護区に指定されている区域はない。



※環境省：生息地等保護区一覧 (<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html>)

図 生息地等保護区一覧

⑨ 「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地

ラムサール条約に基づき、「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地であり、国指定鳥獣保護区特別保護地区(鳥獣保護法)、生息地等保護区管理区域(種の保存法)、国立公園・国定公園特別地域(自然公園法)などのいずれかに指定されている。

構成5市町において、「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地はない。

日本のラムサール条約湿地 位置図



※環境省：ラムサール条約と条約湿地 日本の条約湿地

([https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites\\_in\\_Japan.html](https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html))

図 「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地一覧

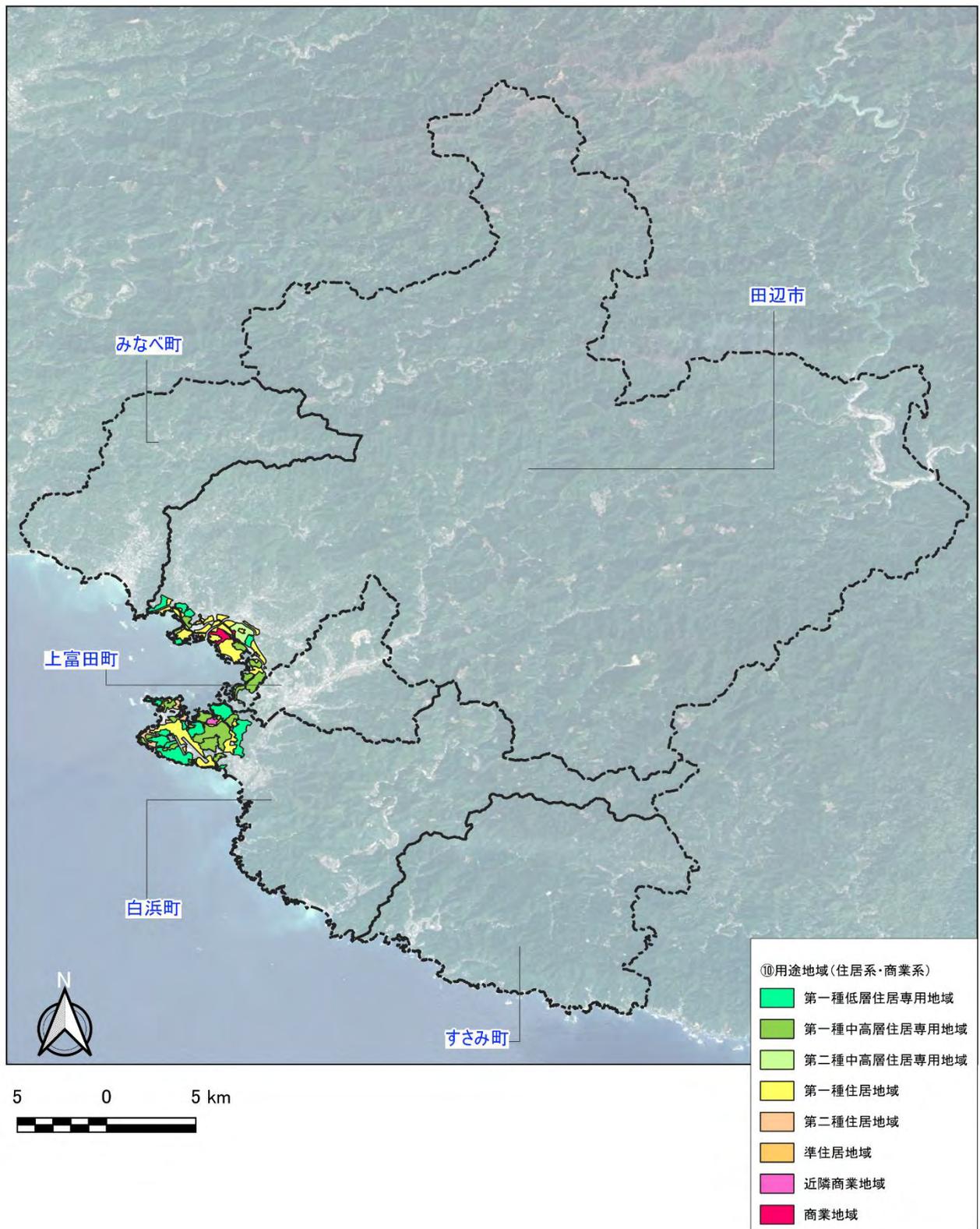
#### ⑩ 用途地域（住居系・商業系）

用途地域とは、都市計画法に基づいて都市計画区域の市街化区域内において定めることとされており、住居の環境を保護し商業・工業等の利便を増進することを目的に市町村が指定する地域地区である。用途地域は大きく分けて住宅系地域、商業系地域、工業系地域の3つに分類され、それぞれの地域には建築できる建物の種類や用途に制限がある。

国土交通省「第13版 都市計画運用指針」（令和6年11月）においては、廃棄物処理施設の設置にあたり、「市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい。」とされていることから、住居系および商業系の用途地域を除外する。

また、都市計画法では、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区として、特別用途地区が規定されている。

特別用途地区は田辺市及び白浜町で指定されている。田辺市では準工業地域全域を大規模集客施設制限地区としており、劇場、映画館、演劇場等の建築を制限しているが、廃棄物処理施設の建設については制限されていない。白浜町では娯楽レクリエーション地区を定めており、当該地区は用途地域の住居系地域における一部の区域に重複している。



※用途地域(住居系・商業系)位置図…国土交通省:国土数値情報ダウンロードサイト  
 ※航空写真…国土地理院:地理院タイル一覧 写真

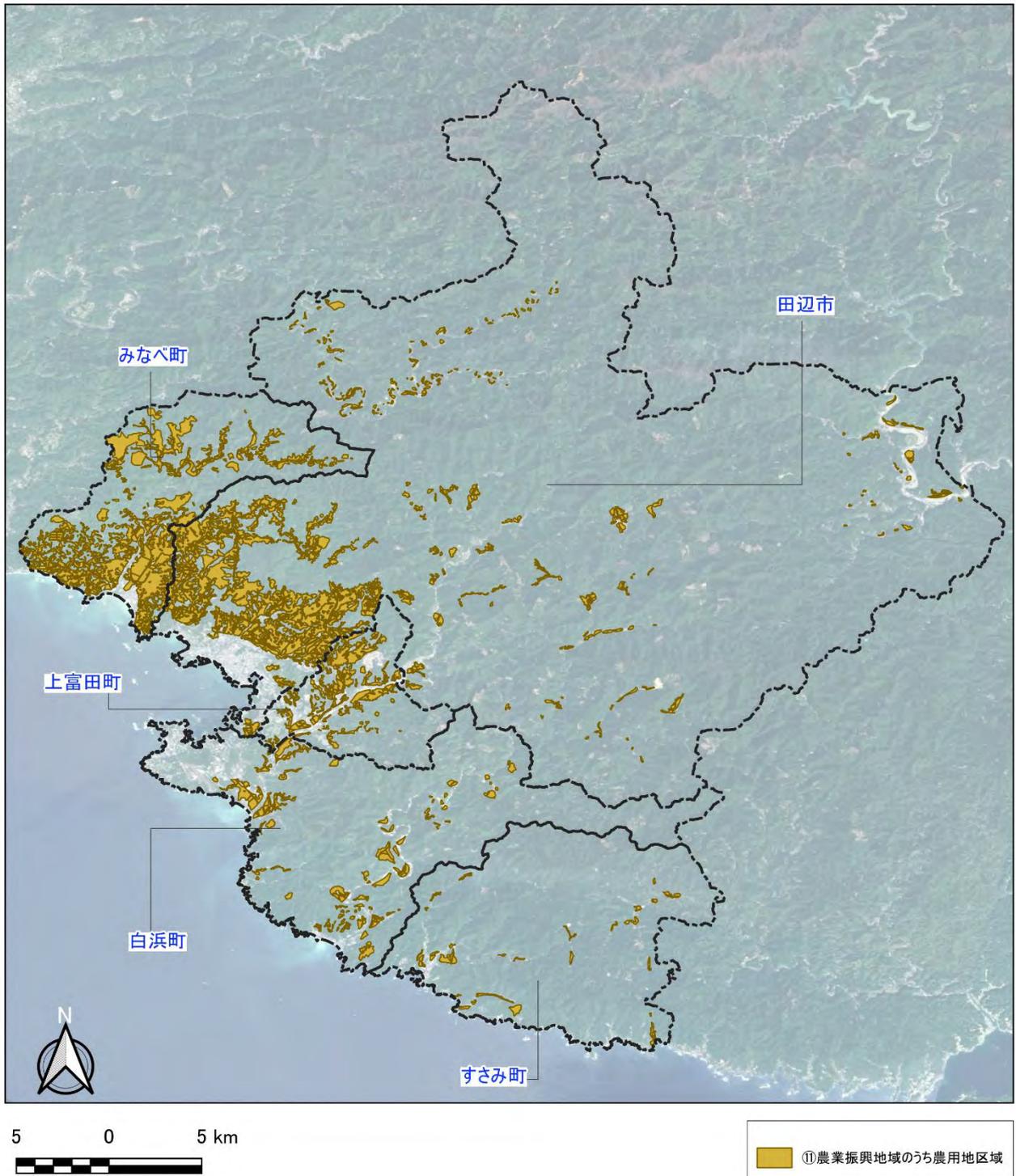
図 用途地域(住居系・商業系)位置図

#### ⑪ 農業振興地域のうち農用地区域

農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律により規定された、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域である。農業振興地域内には、概ね 10 年を見通して農用地として利用すべき土地として農用地区域が設定される。農用地区域を別の用途に転用することは、農業振興地の整備に関する法律により制限されている。

転用については、農用地区域から除外するために以下の要件を満たし、農林水産大臣または県知事の許可が必要になる。

- ・ その土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- ・ 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ・ 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ・ 農業用排水施設や農道など農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ・ 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過した土地であること。



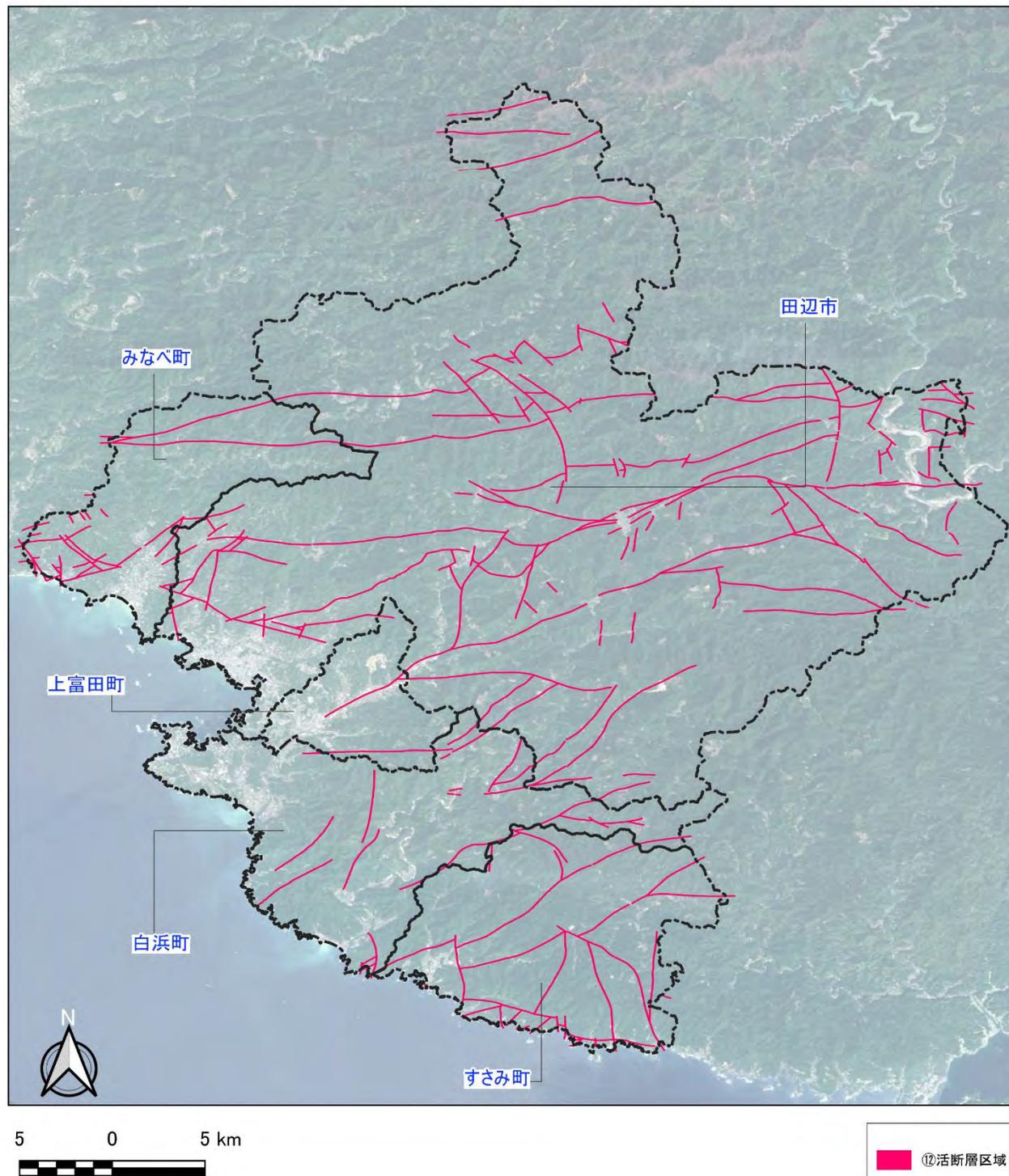
※農業振興地域のうち農用地区域位置図…国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 農業振興地域のうち農用地区域位置図

⑫ 活断層区域

災害に強い施設とする上で、地震の発生源である断層を避けることが望ましいことから、断層が分布する箇所を除外対象とする。



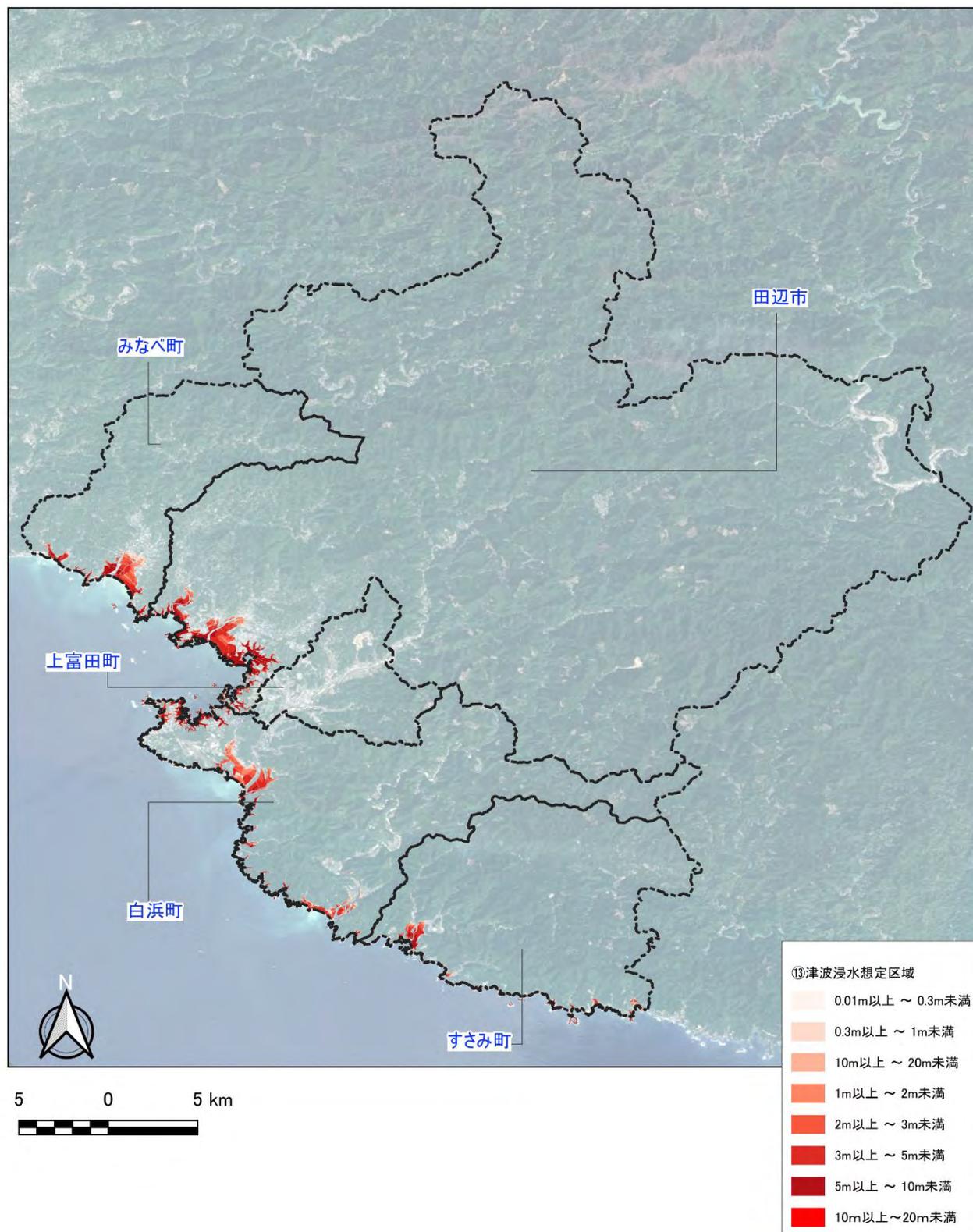
※活断層区域位置図…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 活断層区域位置図

⑬ 津波浸水想定区域

災害に強い施設とする上で、津波による被害を避けることが望ましいことから、津波による浸水想定が分布する箇所を除外対象とする。



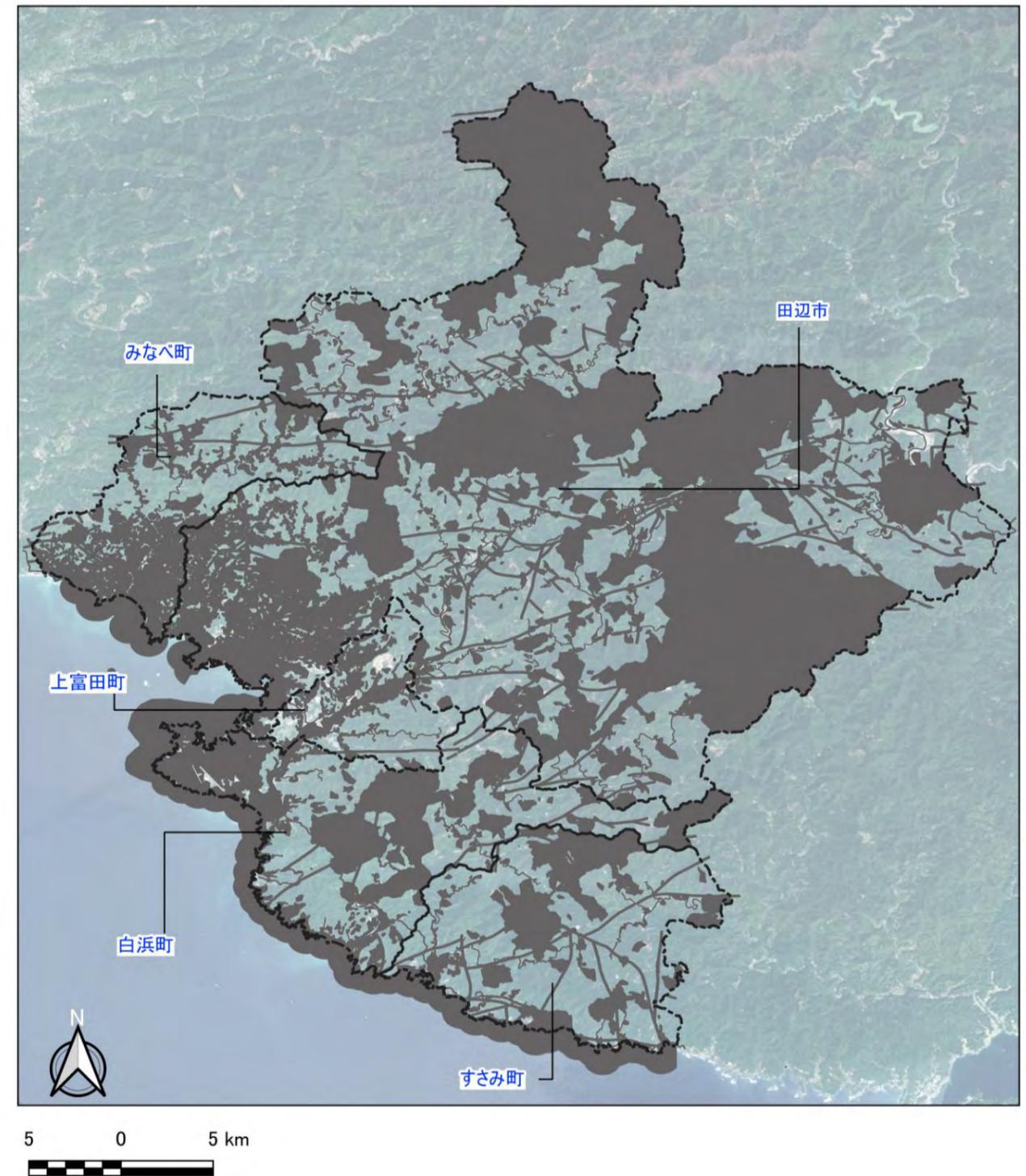
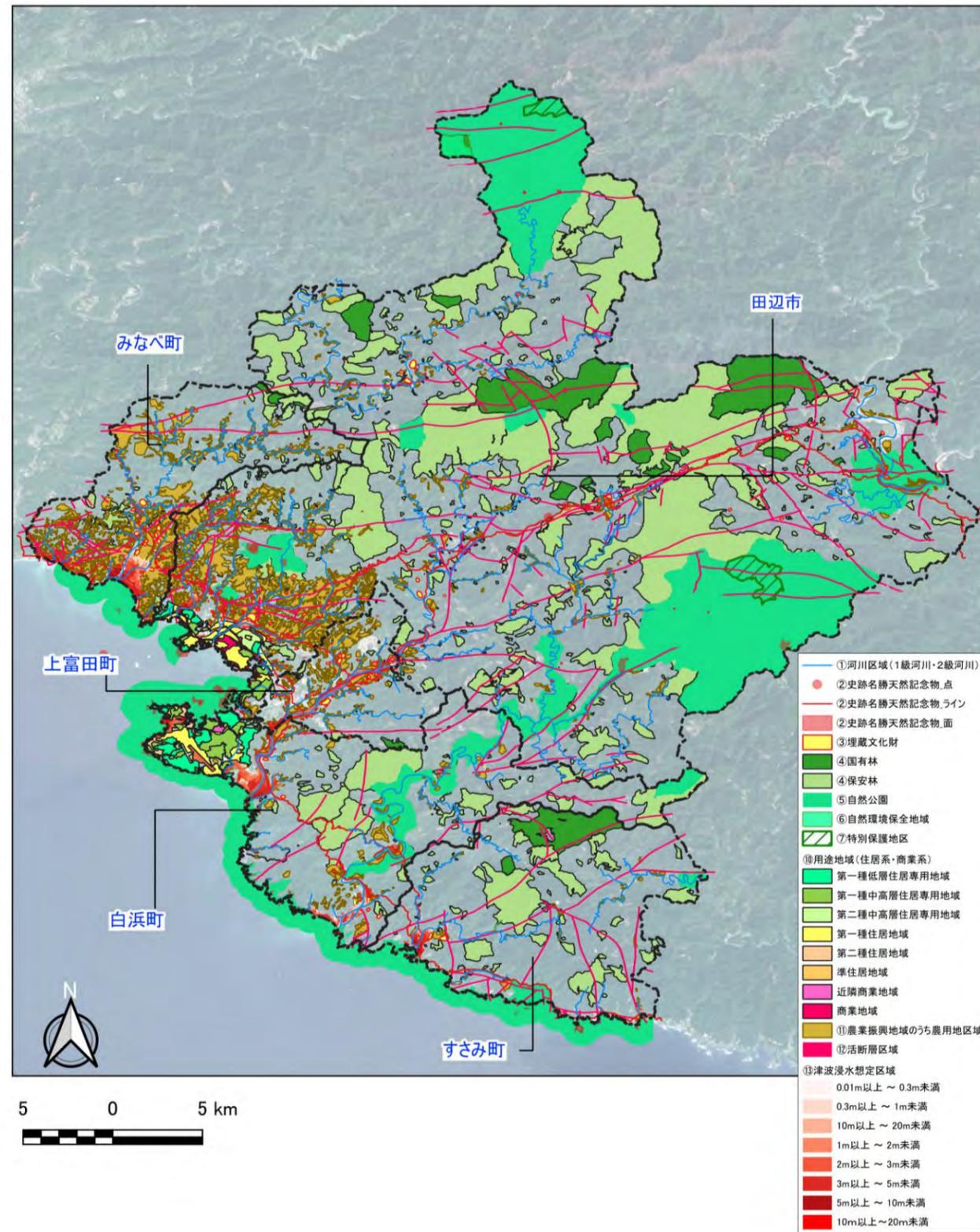
※津波浸水想定区域位置図…国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 津波浸水想定区域位置図

2. 1次選定結果

1次選定項目を全て反映した図を以下に示す。

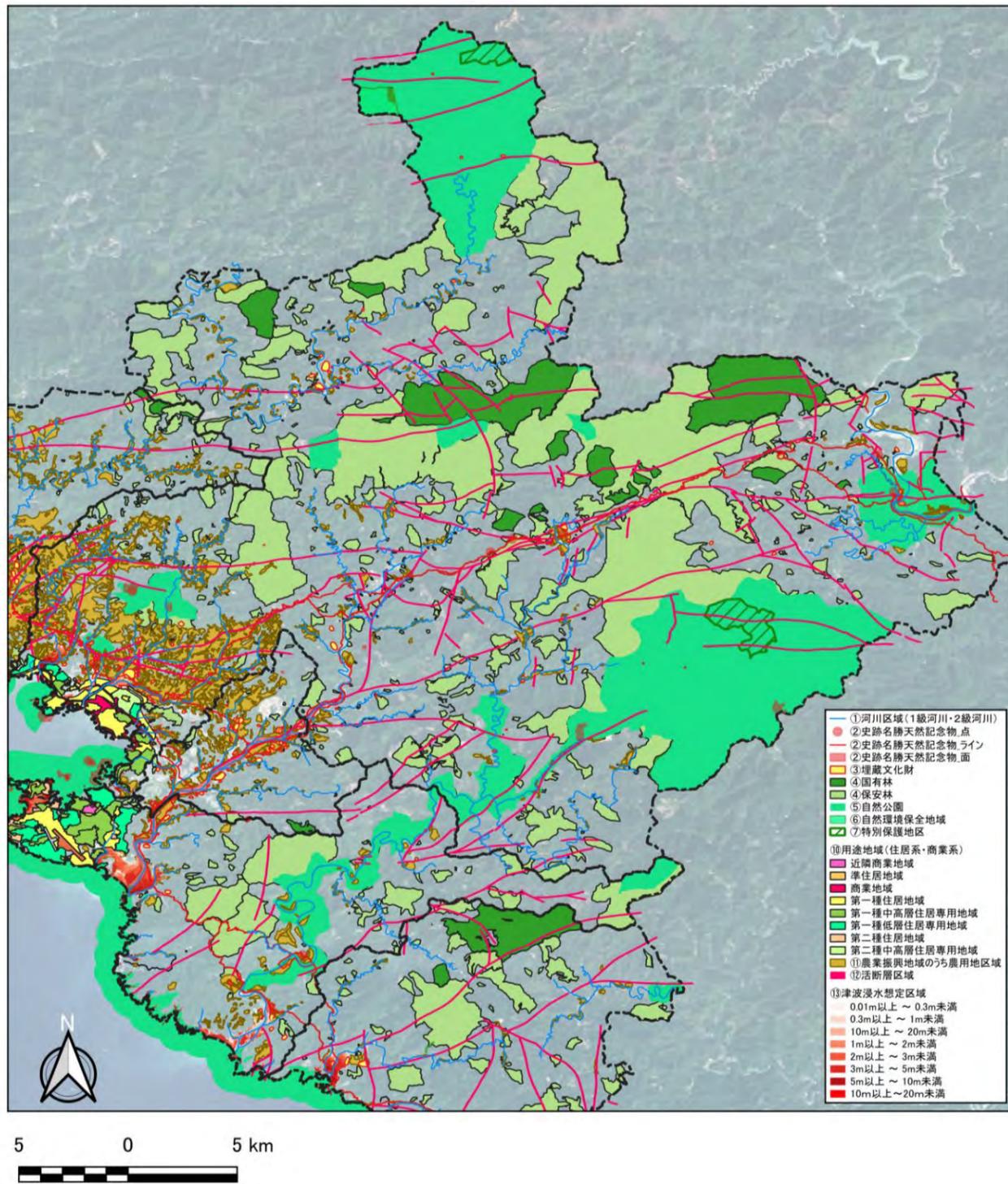


※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 1次選定全項目位置図

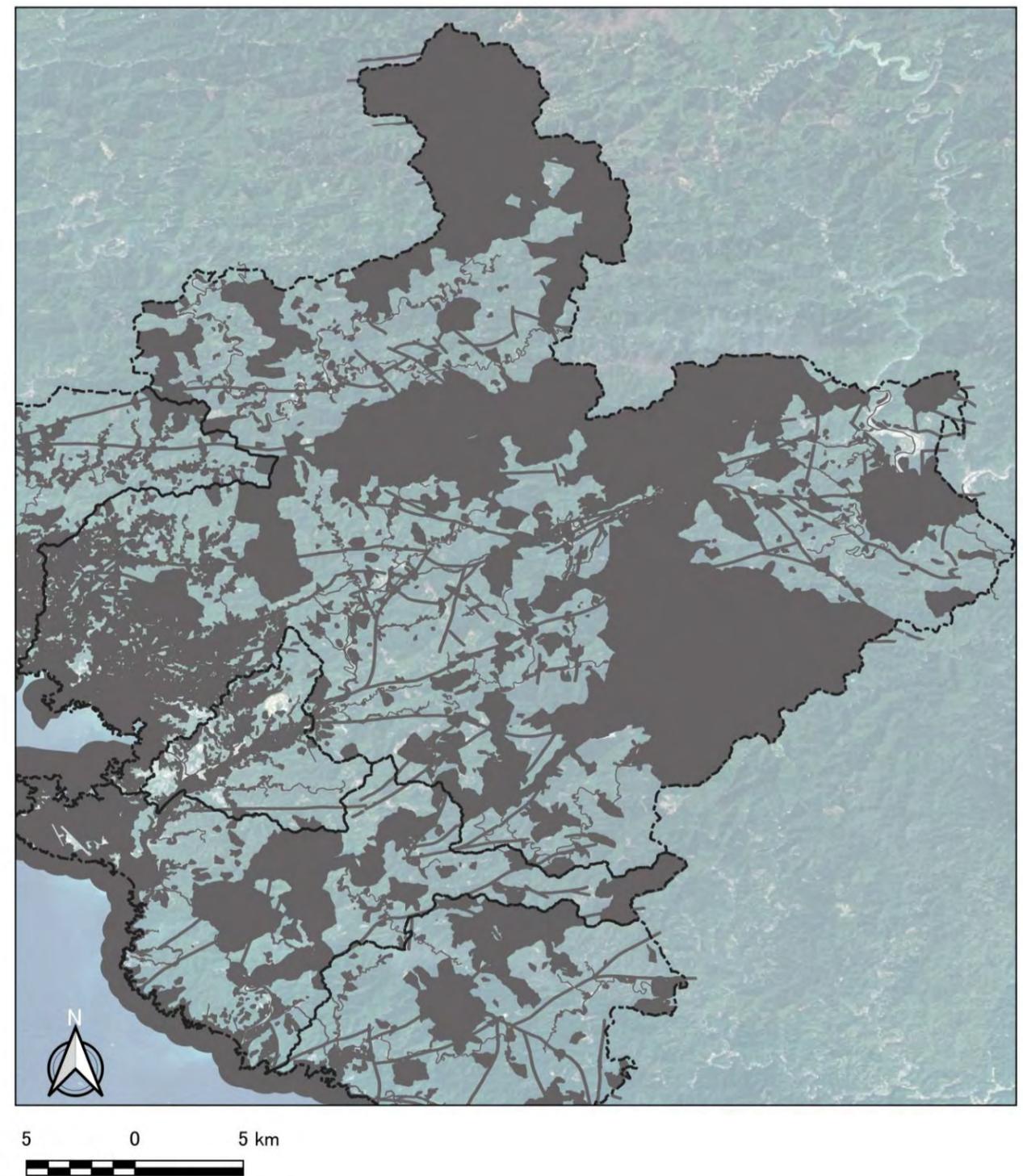
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 1次選定による除外区域と残存区域



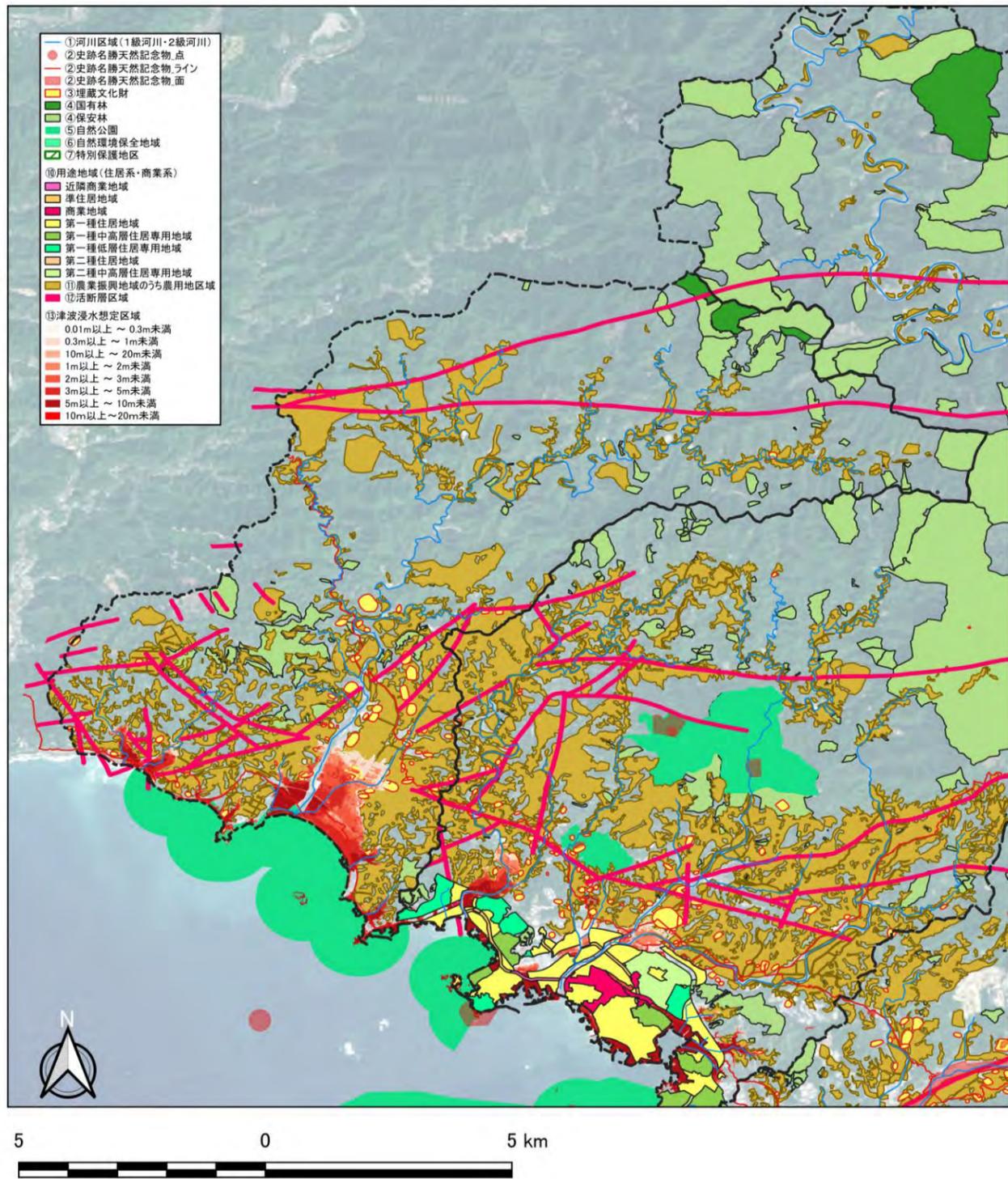
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 1次選定全項目位置図(田辺市拡大)



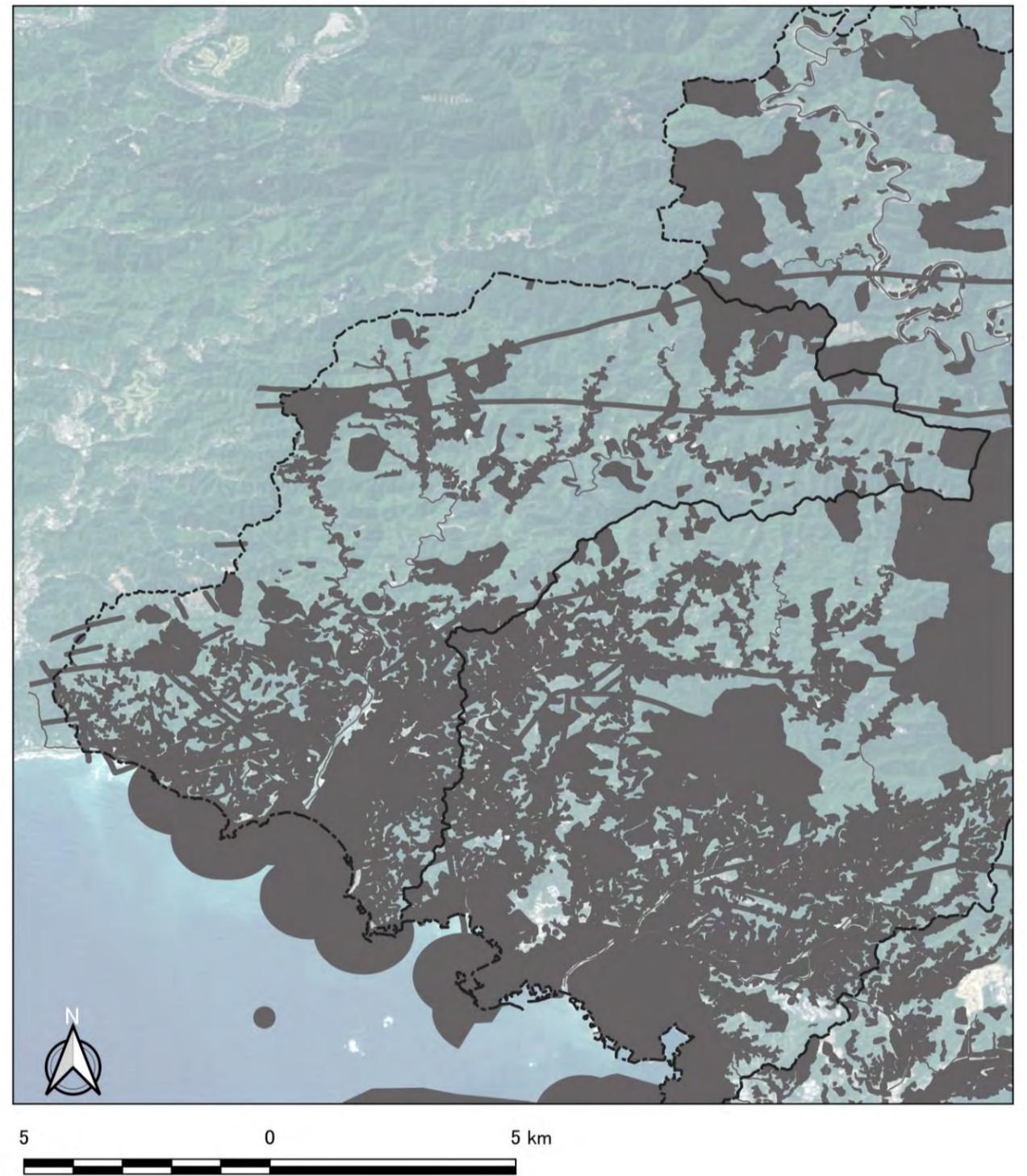
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 1次選定による除外区域と残存区域(田辺市拡大)



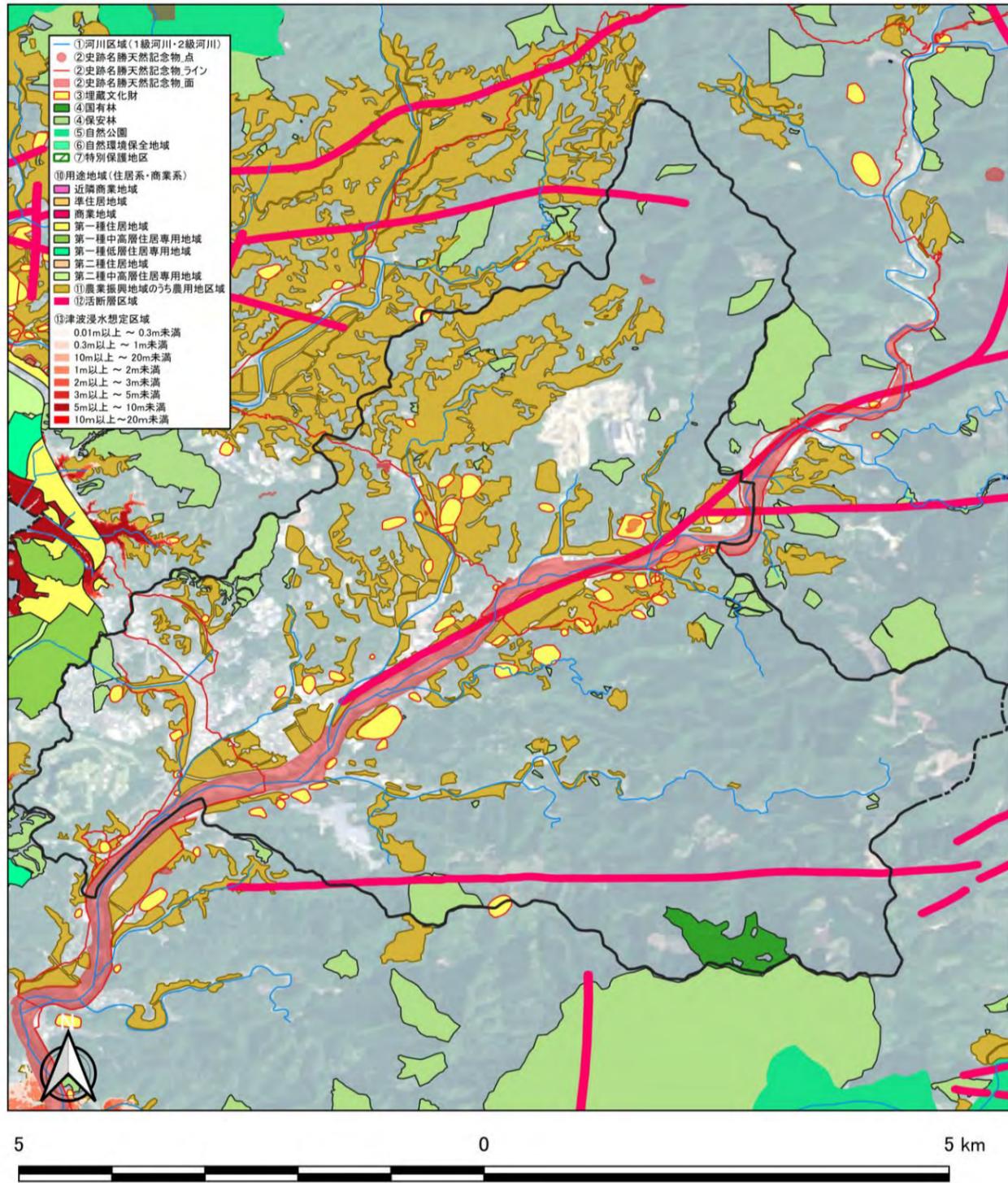
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 1次選定全項目位置図(みなべ町拡大)



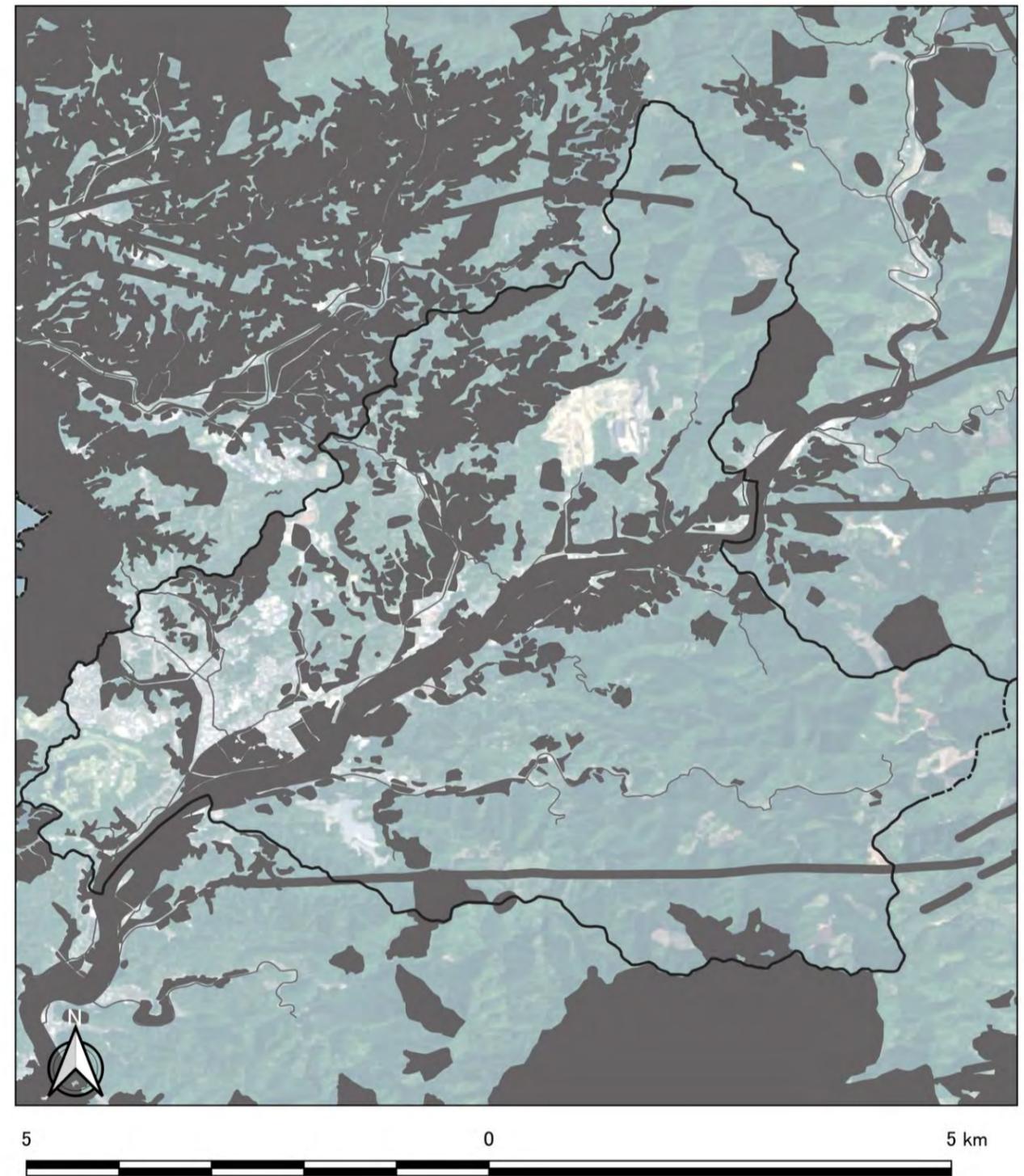
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 1次選定による除外区域と残存区域(みなべ町拡大)



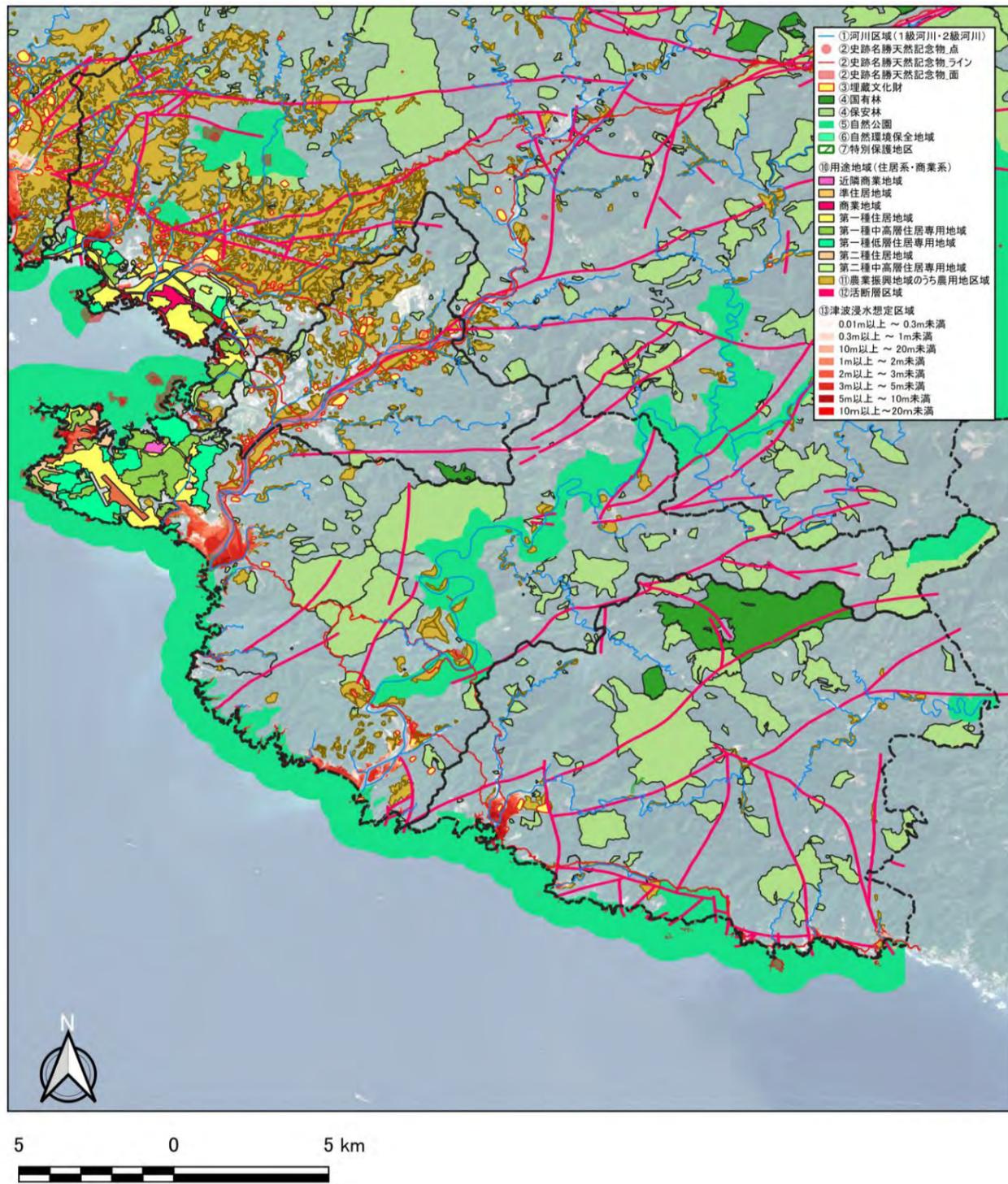
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 1次選定全項目位置図（上富田町拡大）



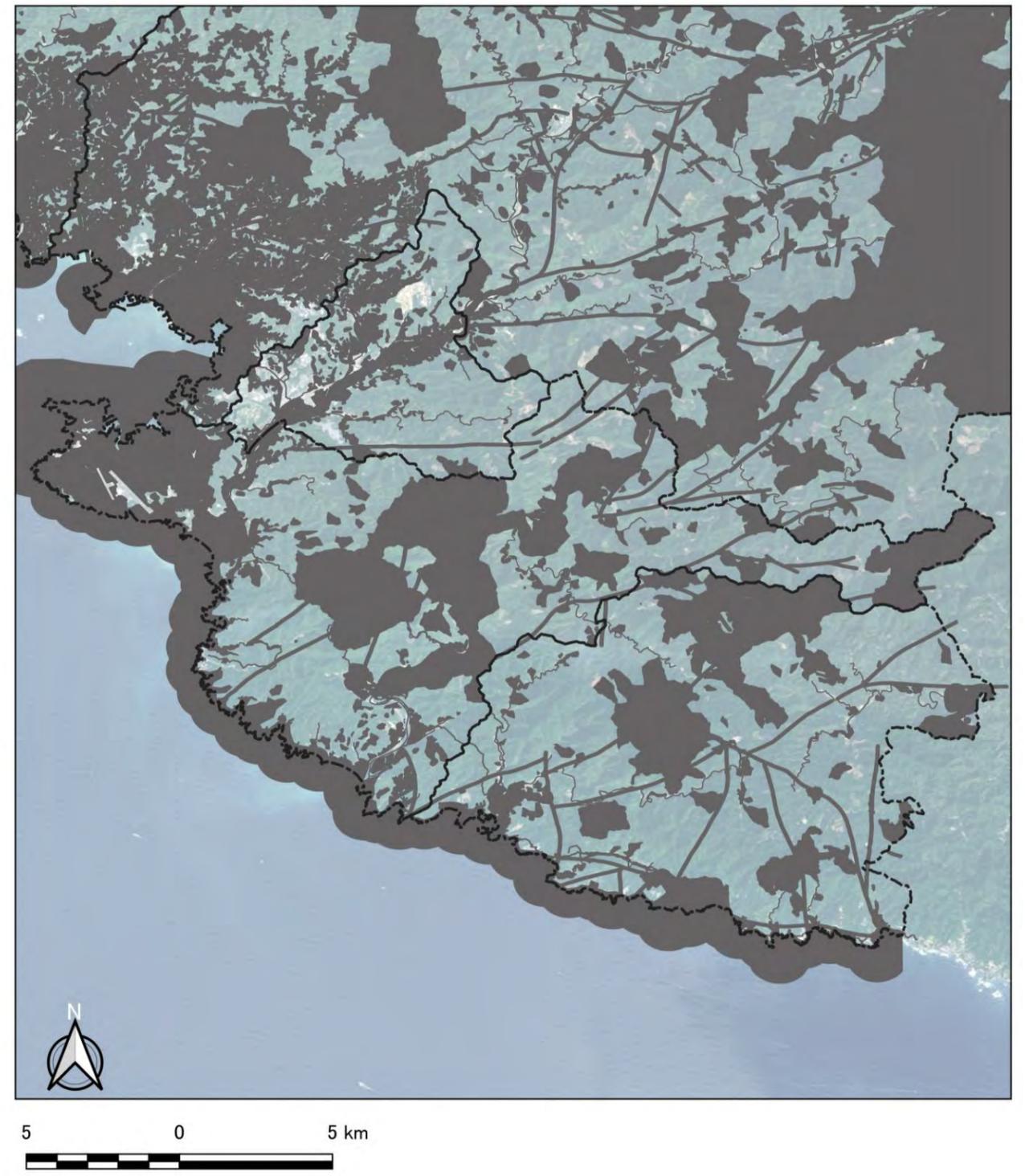
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 1次選定による除外区域と残存区域（上富田町拡大）



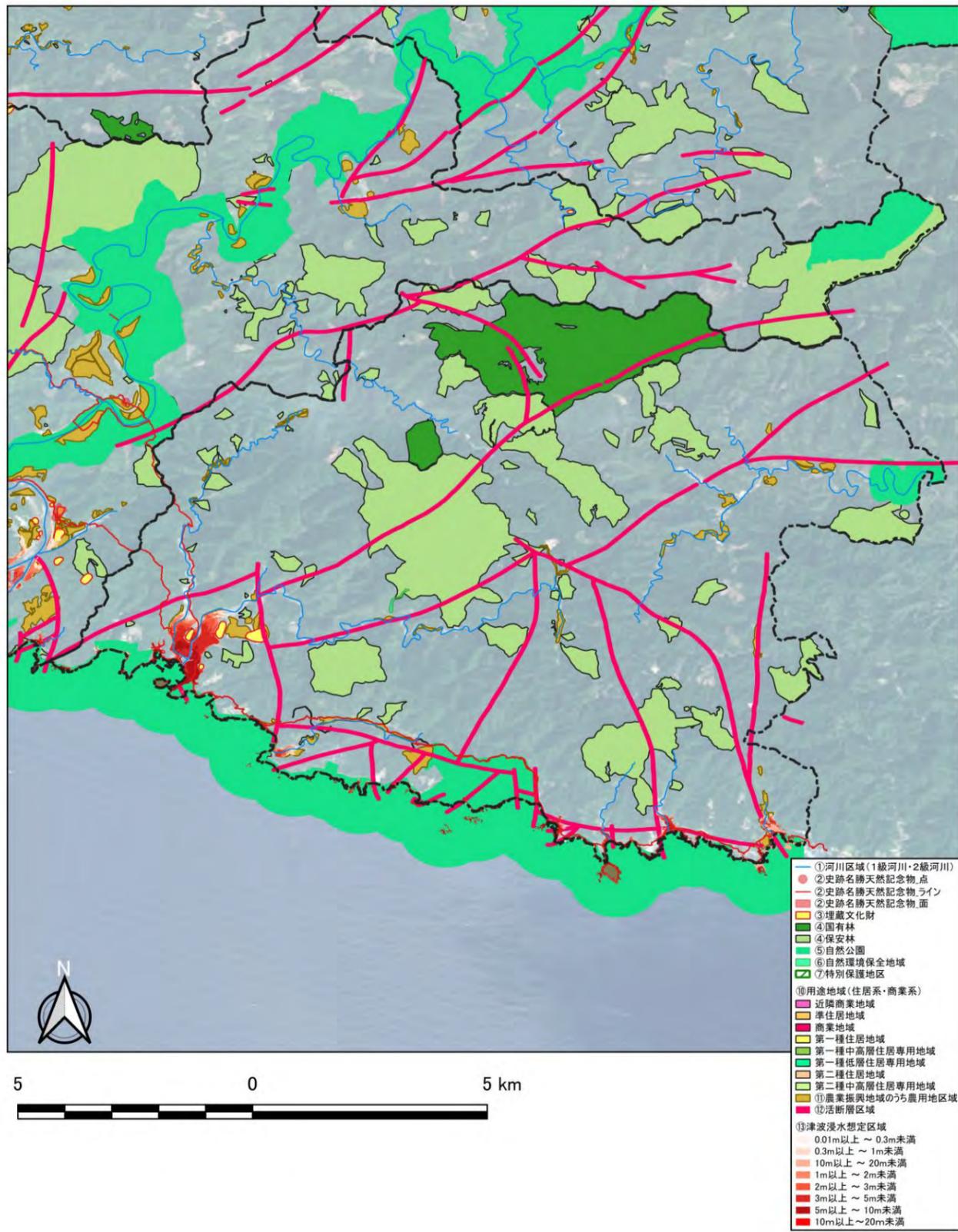
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 1次選定全項目位置図(白浜町拡大)



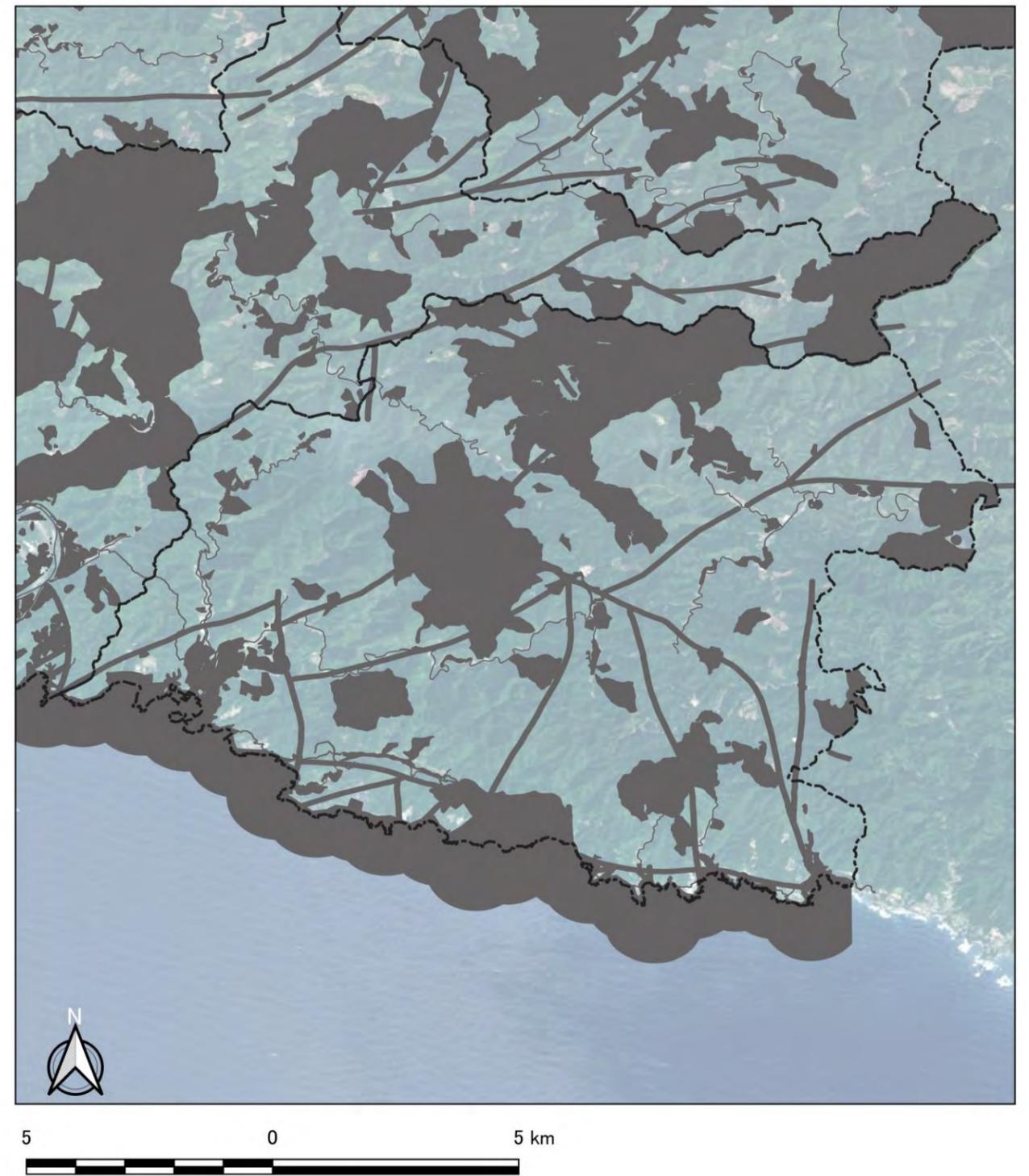
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 1次選定による除外区域と残存区域(白浜町拡大)



※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覽 写真

図 1 次選定全項目位置図(すさみ町拡大)



※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覽 写真

図 1 次選定による除外区域と残存区域(すさみ町拡大)